

令和3年度 公売広報

不動産公売のご案内

○公売保証金 振込みのみ（公売保証金提供期間内のみ）
※ 振込手数料はご負担いただきます

公売保証金提供期間 令和 3年 6月 7日（月） から
令和 3年 7月 6日（火） まで

○公売方法 期間入札

○入札書類受付 郵送のみ（入札期間内必着）
※ 消印有効にはなりません

入札期間 令和 3年 6月28日（月） から
令和 3年 7月 6日（火） まで

開札日時 令和 3年 7月 8日（木） 午前10時

売却決定日 令和 3年 7月15日（木）

入札に参加を希望される方は、本冊子を熟読していただき、内容を十分理解したうえで、ご参加願います。

また、本公売に係る関係書類については、川西市公式ホームページをご覧のうえ、事前にご入手願います。

【川西市公式ホームページ】

https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/zei_nenkin/zei/1013027.html

（問い合わせ先）
川西市総務部市税収納課
TEL：072（740）1135

目 次

項目	ページ
公売の概要	1
入札時の注意事項	2
送付する必要書類	3
公売参加の手引き	4～7
公売保証金の振り込み先・書類の送付先	8
公売保証金の提供	9
【公売財産の詳細について】	
公売財産の概要	10～12
所在図	13
地番図	14

公 売 の 概 要

公 売 保 証 金 提 供 期 間	令和3年6月7日(月)から同年7月6日(火)まで
公 売 保 証 金 納 付 方 法	市の指定口座への振込によってのみ受け付けます (公売保証金提供期間内のみ受付)
入 札 期 間	令和3年6月28日(月)から同年7月6日(火)まで
入 札 書 類 の 提 出 方 法	郵送により提出してください(入札期間内必着)
入 札 書 等 の 書 類 送 付 先	〒666-8501 川西市中央町12番1号 川西市総務部市税収納課 宛
開 札 日 時	令和3年7月8日(木) 午前10時
開 札 場 所	川西市役所 B01会議室
売却決定日時	令和3年7月15日(木) 午前10時
売却決定場所	川西市総務部市税収納課
買 受 代 金 納 付 期 限	令和3年7月15日(木) 午後2時

※再度入札を行う場合の実施日程

入 札 期 間	令和3年7月9日(金)から同年7月16日(金)
入 札 方 法	当初の入札と同様に、期間入札の方法により郵送にて行います。
開 札 日 時	令和3年7月19日(月) 午前10時
開 札 場 所	川西市役所 B02会議室
売却決定日時	令和3年7月26日(月) 午前10時
売却決定場所	川西市総務部市税収納課
買受代金納付期限	令和3年7月26日(月) 午後2時

入札時の注意事項

- 1 入札書等の必要書類の提出には、必ず郵送（一般書留又は簡易書留）を利用してください。入札期間の経過後に提出（配達）された入札書は全て無効になります（入札期間内 必着）。入札書の受領等に関する状況について、電話による問い合わせには応じておりません。
- 2 公売保証金納付期間内における公売保証金の入金を確認できない場合、入札は無効になります。公売保証金については、必ず公売保証金納付期間内に市の指定した金融機関の口座に入金してください。
- 3 公売公告等の写しについては、川西市総務部市税収納課窓口で閲覧できます
- 4 公売財産の「所在図」等は、おおよその位置等を示しているもので、現況と異なる場合があります。今回の公売においては、内覧会、下見会等は実施しません。入札に参加するに当たっては、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認するほか、管轄の法務局で不動産登記簿を閲覧するなどして、公売財産に関する情報を確認してください。併せて、現地の物件状況を確認することをお勧めします。
- 5 公売財産が不動産である場合、市はその引渡しについて義務を負いません。公売財産の前所有者、公売財産を使用していた第三者等に対して公売財産の明渡しを求める場合、買受人が手続を行う必要があります（明渡しに関する合意が得られないときには民事訴訟によらなければならない場合があります）。
- 6 公売財産内に動産類がある場合の撤去については、買受人が行う必要があります。その場合に、当該動産類の所有者と適宜協議する必要があることがあります。動産類の撤去及び当該動産類の所有者との協議について、市は関与しません。
- 7 隣接地との境界について、隣接地所有者との協議等を要する場合、買受人と当該隣接地所有者との間で協議等を行ってください。市は関与しません。
- 8 公売財産に隠れた瑕疵（かし）があっても、市は担保責任を負いません。
- 9 市は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。
- 10 買受人が、公売財産の買受代金の全額を納付したときに、買受人に危険負担が移転します。
- 11 公売公告後に、公売が中止になる場合があります。入札に参加するに当たっては、必ず事前に公売中止の有無を確認してください。
- 12 不明な点については、川西市総務部市税収納課にお問い合わせください。

送付する必要書類

1 必ず提出していただく書類	
入札書	必要事項を記載して、入札書提出用封筒に封入してください。
入札書提出用封筒	売却区分番号、開札日時等の必要事項を記載の上、入札書を封入してください。
公売保証金振込通知書兼払渡請求書	金融機関の振込証明書の原本を貼付の上、必要事項を記載して郵送用封筒に封入してください。
公売保証金の充当申出書	必要事項を記載して、郵送用封筒に同封してください。
陳述書（個人用又は法人用）	必要事項を記載して、郵送用封筒に同封してください。
返信用封筒	送付先の住所・氏名（名称）を記載し、84円切手を貼付したものを、郵送用封筒に同封してください。
必要に応じて提出いただく書類	
2 法人が入札する場合に提出する書類	
入札者等（法人）の役員に関する事項（陳述書別紙）	必要事項を記載して、郵送用封筒に同封してください。
資格証明書	代表者事項証明、全部事項証明等を提出してください。
3 自己の計算において入札等又は買い受けをさせようとする場合に提出する書類	
自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項（陳述書別紙）	必要事項を記載して、郵送用封筒に同封してください。
自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項	法人が入札する場合かつ自己の計算において入札等又は買い受けをさせようとする場合には提出してください。
資格証明書	代表者事項証明、全部事項証明等を提出してください。
4 執行機関指定の許認可等を受けて事業を行っている場合	
指定許認可等を受けていることを証する書類	宅地建物取引業の許可書又は、免許状や債権回収業の営業許可書等の写しを提出してください。
5 代理人が入札する場合に提出する書類	
委任状	代理人が入札する場合には提出してください。
6 共同入札を行う場合に提出する書類	
共同入札代表者の届出書	共同入札を行う場合には提出してください。
共同入札書	共同入札を行う場合には提出してください。
7 上記1から6までの書類の郵送	
郵送用封筒	上記必要書類のうち該当するものを封入して、一般書留又は簡易書留により郵送してください。

公売参加の手引き

公売参加資格	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として、公売保証金(次の「公売保証金」の項目参照)を納付すれば、どなたでも公売に参加できます。 ただし、滞納者及び川西市から公売場所への入場、入札等を制限されている者(国税徴収法第92条、第108条該当者)は、公売に参加できません。 2 公売財産の入札等をしようとする者は、国税徴収法第99条の2に基づく暴力団員等に該当しないことを陳述しなければ入札等をすることができません。 3 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出してください。 また、共同で入札をする場合は、共同入札代表者を定め、その書面を提出してください。
公売保証金	<ol style="list-style-type: none"> 1 振込にて納付してください。 ※振込手数料はご負担いただきます 2 公売保証金の金額については、「公売財産の概要」及び「公売公告兼見積価額公告」の「公売保証金」の欄をご覧ください。
入札	<ol style="list-style-type: none"> 1 同一人が同一の公売財産について重複して入札書を提出した場合は、その入札書は、いずれも無効となります。 2 入札書に記載する住所は、住民登録地(法人の場合は本店所在地)を、氏名は戸籍名を記載してください。 3 記入する文字は、ボールペン又はインクで鮮明に記入してください 4 いったん入札した入札書は、入札時間内であっても引換え、変更又は取消しをすることはできません。提出する前に、もう一度入札書の記載事項に誤りがないか確かめてください。 なお、記載事項に誤りがあった場合は、訂正せずに新しい入札書に書き直して入札してください。入札価額を訂正した者は無効として取り扱います。 5 入札書に記入する入札金額の先頭には、「金」又は「¥」の文字を加えてください。 6 架空名義、他人の名義は絶対に使用しないでください。これに該当した場合は入札を取り消します。
開札	<p>開札は公売公告に記載された開札日時及び場所にて、入札者及び開札立会人の前で開札します。ただし、入札者または代理人が開札の場所にいないとき、または立ち会わないときは、その他の開札立会人が立ち会います。</p>
最高価申込者の決定	<ol style="list-style-type: none"> 1 入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の入札者を最高価申込者として決定します。

<p>最高価申込者の決定</p>	<p>2 最高価額による入札者が2人以上ある場合(同額である場合)には、これらの方の間で追加入札を行って最高価申込者を決定します。また、追加入札による最高価額も同額である時には、くじで最高価申込者を決定します。</p> <p>なお、追加入札の入札価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札した時又は追加入札すべきものが入札しなかったときは、当初の価額により入札があったものとみなします。</p> <p>3 最高価申込者について、国税徴収法第106条の2に基づく調査の嘱託を行います。</p>
<p>次順位買受申込者の決定</p>	<p>1 今回の公売は、次順位買受申込者決定の制度(国税徴収法第104条の2参照)を利用することができます。</p> <p>2 最高価申込者の入札価額に次ぐ価額(見積価額以上で、かつ、最高の入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上である場合に限り)で入札したもののから次順位による買受の申込みがあった場合に、その入札者を次順位買受申込者として決定します。</p> <p>なお、次順位による買受申込者が2人以上ある場合には、くじで次順位買受申込者を決定します。</p> <p>3 次順位買受申込者の決定を受けた入札者は、最高価申込者が買受の申込みを取消した場合(「買受申込みの取消し」の項参照)又は最高価申込者に対する売却決定が取り消された場合等(「売却決定の取り消し等」の項1、2参照)に限り、公売財産を買い取ることができます。</p> <p>4 次順位買受申込者について、国税徴収法第106条の2に基づく調査の嘱託を行います。</p>
<p>追加入札</p>	<p>開札の結果、最高価申込者に該当する入札者が2名以上いる場合には、当該入札者による追加入札を行います。</p>
<p>くじの実施</p>	<p>追加入札の結果、くじにて最高価申込者もしくは次順位買受申込者を決定する場合は、下記の方法によって決定します。</p> <p>1 くじの対象者のうち、一般書留、簡易書留で郵送された際の問い合わせ番号の下四桁が最も小さい者をくじ番号0番とし、順次、当該番号の小さい者から順に1番以降のくじ番号を設定します。</p> <p>2 「入札者数」、「公売公告日」及び「入札金額の各桁を合算した数値」を合計し、くじの対象者数で除した余りの数値を当該くじの当選番号とします。</p> <p>3 前号の計算により算出された当選番号と一致したくじ順位の者をくじの当選者とし、最高価申込者もしくは次順位買受申込者として決定します。</p>
<p>買受申込みの取り消し</p>	<p>公売財産の換価について法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合(地方税法第19条の7参照)には、最高価申込者及び次順位買受申込者は、滞納処分の続行が停止している間は公売財産の買受申込みを取り消すことができます。</p>

<p>売却決定</p>	<p>公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。 最高価申込者等について、国税徴収法第106条の2に基づく調査の嘱託を行います。売却決定の日時まで、最高価申込者等が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更されます。 なお、最高価申込者が買受の申込みを取り消した場合等(「次順位買受申込者の決定」の項3参照)における次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。</p>
<p>買受代金の納付方法</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 買受者は、公売公告に記載した納付期限までに買受代金の全額(公売保証金を提供している場合、買受代金から公売保証金を差し引いたものの金額)を納付してください。 2 買受代金は指定口座への振り込みによって納付してください。買受代金の振り込みにあたっては、振込人(入札参加者)の振込人名の先頭に、必ず公売財産の売却区分番号を記載してください。 3 指定口座への振り込みは、必ず「電信」扱いにしてください。 4 指定口座への振込手数料は、買受人の負担となります。 5 次順位買受申込者が買受人になった場合には、その売却決定の日から起算して7日を経過した日が、代金納付期限となります。
<p>売却決定の取消し等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 最高価申込者又は次順位買受申込者の決定を受けた者について、偽りの名義による買受申込みや公売の実施を妨げる行為があった場合等(国税徴収法第108条参照)には、この者に対する最高価申込者等の決定を取り消します。 2 売却決定を受けた者が買受代金を納付期限までに納付しない時は、その売却決定を取り消します。 3 売却決定に基づく買受代金の納付前に、公売に係る滞納税の完納の事実が証明された場合は、その売却決定を取り消します。 4 その他不服申し立てに対する決定もしくは裁決又は判決による場合。
<p>公売保証金の返還、市への帰属等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売保証金は、公売終了後返還します。なお、返還を受ける者が営業者(営利法人又は不動産業者等である個人)である場合には、公売保証金の返還に係る領収証に収入印紙(200円)をちょう付する必要がありますので留意してください。 2 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後(次順位買受申込者に対して売却決定をすることのないことが確定した後)に返還します。 3 最高価申込者又は次順位買受申込者で売却決定を受けた者が納付した公売保証金は、買受代金の一部に充当します。 4 買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合は、その者の納付した公売保証金は、その公売に係る滞納税に充て、なお残余がある時は、これを滞納者に交付します。 また、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、市に帰属します。

<p>権利移転の時期等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として、買受代金の全額を納付した時に公売財産を取得します。 2 公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付された時に買受人に移転します。従って、買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失による損害は買受人が負担することになります。 3 市は、公売財産の引渡し義務を負いません。物件内の動産類やごみ等の撤去、占有者の立ち退き、前所有者からの鍵の引渡し等はすべて買受人自身で行ってください。
<p>権利移転手続</p>	<p>買受人は、買受代金納付後 本市が権利移転手続(不動産の登記手続)を行いますので、買受代金納付の際に、次の書類を提出してください。なお、公売財産の権利移転に伴う登録免許税等その他の費用は、買受人の負担となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)所有権移転登記請求書 (2)売却決定通知書 (3)住民票又は法人登記簿抄本若しくは資格証明書 (4)市発行の固定資産評価証明書又は同通知書 (5)登録免許税相当額の印紙又は領収証書 (6)登記、登録関係書類の郵送に要する郵送料
<p>注意事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 公売不動産の入札等をしようとする者は、国税徴収法第99条の2に基づき、暴力団員等に該当しないことを陳述しなければ、入札等を行うことができません。 2 暴力団員等に該当しないことの陳述は、前述の陳述書を提出することにより行います。 3 公売不動産の最高価申込者等について、国税徴収法第106条の2に基づく調査の囑託を行います。

公売保証金の振り込み先・書類の送付先

振込先	三井住友銀行 川西支店 (銀行コード: 0009、店番号: 356)		
預金種目	普通	口座番号	3236637
振込口座名	カワニシシカイケイカンリシヤモリシタノブテル 川西市会計管理者森下宣輝		
入札書等の書類送付先	〒666-8501 川西市中央町12番1号 川西市総務部市税収納課 宛		
公売財産の売却区分番号	川税-1		
注意事項	入札書等の書類の提出漏れを防ぐため、公売保証金の振り込みは出来るだけ入札開始日(令和3年6月28日(月))に近い日付でお願いします。		

※ 公売保証金の振り込みに当たっては、振込人(入札参加者)の振込人名の先頭に、必ず公売財産の売却区分番号を記載してください。
(例) 「川税-1 川西太郎」 「川税-1 株式会社かわにし」

※ 公売保証金提供期間と入札期間の日程が異なります。公売保証金の振り込み後、入札書等の書類の提出漏れがないよう十分ご注意ください

公売保証金の提供 （公売保証金の提供期間内に入札参加者による入金）

1 公売保証金の振り込み

- (1) 入札に参加するに当たっては、各公売財産に係る公売保証金の納付先として執行機関が指定した金融機関の口座（以下「指定口座」といいます。）への振り込みにより公売保証金を提供してください。
- (2) 公売保証金の振り込みに当たっては、振込人（入札参加者）の振込人名の先頭に、必ず公売財産の売却区分番号を記載してください。複数の公売財産に入札する場合には、売却区分番号ごとに公売保証金を振り込んでください。
（例）「川税一1 株式会社KAWANISHI」「川税一1 川西太郎」
- (3) 指定口座への振り込みは、必ず「電信」扱いにしてください。
- (4) 指定口座への振込手数料は、入札参加者の負担になります。

2 公売保証金振込通知書兼払渡請求書の作成

- (1) 公売保証金振込通知書兼払渡請求書（以下、単に「公売保証金振込通知書」といいます。）の太枠内に必要事項を記入して、公売保証金振込通知書を作成してください。
- (2) 「公売保証金振込者名」欄及び「公売保証金の払渡請求」には、必ず入札者又は買受申込者の氏名を記載してください。
- (3) 公売保証金の振り込み後、公売保証金を納付した際に金融機関で受け取った振込金受取書その他の公売保証金の指定口座への入金を確認できる書類を、公売保証金振込通知書兼払渡請求書の貼付箇所に貼付し、割印をしてください。

3 公売保証金の充当申出書の作成

必要事項を記入して、公売保証金の充当申出書を作成してください。

4 注意事項

- (1) 公売保証金については、公売保証金提供期間内に指定口座への入金完了している必要があります。期間内における公売保証金の入金を確認できない場合には、入札は無効になります。
- (2) 公売保証金の振り込みは、入札者が行う必要があります。公売保証金の振込人と入札者と異なる場合には、入札は無効になります。
- (3) 公売保証金の振り込みについて、指定口座への入金後は、その変更又は取消しをすることはできません。
- (4) 異なる売却区分番号について公売保証金を振り込んだ場合など、公売保証金の振り込みを誤ったときには、入札予定の公売財産につき、再度、公売保証金を振り込む必要があります。誤って振り込まれた公売保証金は、後日、入札者に返還します。
- (5) 公売保証金振込通知書及び公売保証金の充当申出書については、売却区分番号ごとに作成してください。

5 その他

公売保証金振込通知書の下部にある「公売保証金領収証書」については、公売保証金の入金を確認した後、入札者に郵送します。

公売財産の概要

公売公告兼見積価額公告番号	川西市公告第 67 号	売却区分番号	川税-1
見積価額	18,500,000円		
公売保証金	2,000,000円		
公売財産の表示 (1)	1. (土地の表示)	8. (土地の表示)	
	所 在 川西市東畦野字長尾	所 在 川西市東畦野字長尾	
	地 番 1番1	地 番 1番133	
	地 目 山林	地 目 山林	
	地 積 10507平方メートル	地 積 6753平方メートル	
	2. (土地の表示)	9. (土地の表示)	
	所 在 川西市東畦野字長尾	所 在 川西市東畦野字長尾	
	地 番 1番2	地 番 1番137	
	地 目 山林	地 目 山林	
	地 積 18394平方メートル	地 積 10737平方メートル	
	3. (土地の表示)	10. (土地の表示)	
	所 在 川西市東畦野字長尾	所 在 川西市東畦野字長尾	
	地 番 1番18	地 番 1番140	
	地 目 山林	地 目 山林	
地 積 9223平方メートル	地 積 18617平方メートル		
4. (土地の表示)	11. (土地の表示)		
所 在 川西市東畦野字長尾	所 在 川西市東畦野字長尾		
地 番 1番22	地 番 2番		
地 目 山林	地 目 山林		
地 積 9223平方メートル	地 積 51887平方メートル		
5. (土地の表示)	12. (土地の表示)		
所 在 川西市東畦野字長尾	所 在 川西市東畦野字長尾		
地 番 1番23	地 番 2番1		
地 目 山林	地 目 山林		
地 積 9223平方メートル	地 積 150089平方メートル		
6. (土地の表示)	13. (土地の表示)		
所 在 川西市東畦野字長尾	所 在 川西市東畦野字長尾		
地 番 1番26	地 番 2番2		
地 目 山林	地 目 山林		
地 積 9223平方メートル	地 積 36059平方メートル		
7. (土地の表示)	14. (土地の表示)		
所 在 川西市東畦野字長尾	所 在 川西市東畦野字長尾		
地 番 1番132	地 番 2番3		
地 目 山林	地 目 山林		
地 積 5854平方メートル	地 積 100035平方メートル		

公有財産の表示
(2)

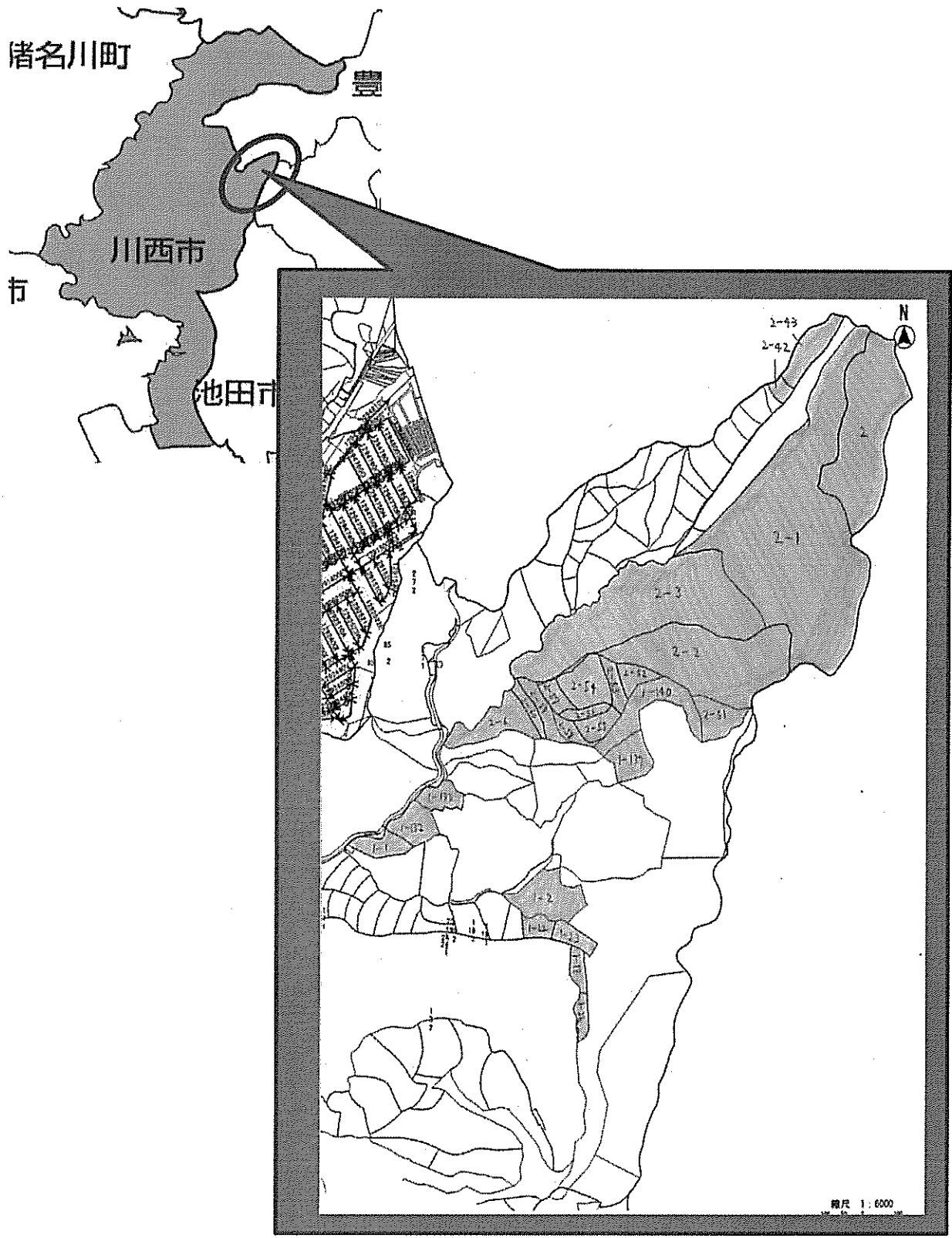
15. (土地の表示)
所在地 川西市東畦野字長尾
地番 2番6
地目 山林
地積 21699平方メートル
16. (土地の表示)
所在地 川西市東畦野字長尾
地番 2番42
地目 山林
地積 1722平方メートル
17. (土地の表示)
所在地 川西市東畦野字長尾
地番 2番43
地目 山林
地積 11143平方メートル
18. (土地の表示)
所在地 川西市東畦野字長尾
地番 2番51
地目 山林
地積 30909平方メートル
19. (土地の表示)
所在地 川西市東畦野字長尾
地番 2番52
地目 山林
地積 18033平方メートル
20. (土地の表示)
所在地 川西市東畦野字長尾
地番 2番53
地目 山林
地積 15457平方メートル
21. (土地の表示)
所在地 川西市東畦野字長尾
地番 2番54
地目 山林
地積 18033平方メートル

22. (土地の表示)
所在地 川西市東畦野字長尾
地番 2番55
地目 山林
地積 2581平方メートル
23. (土地の表示)
所在地 川西市東畦野字長尾
地番 2番56
地目 山林
地積 2581平方メートル
24. (土地の表示)
所在地 川西市東畦野字長尾
地番 2番57
地目 山林
地積 2581平方メートル
25. (土地の表示)
所在地 川西市東畦野字長尾
地番 2番58
地目 山林
地積 2578平方メートル
26. (土地の表示)
所在地 川西市東畦野字長尾
地番 2番59
地目 山林
地積 2578平方メートル
27. (土地の表示)
所在地 川西市東畦野字長尾
地番 2番60
地目 山林
地積 2578平方メートル

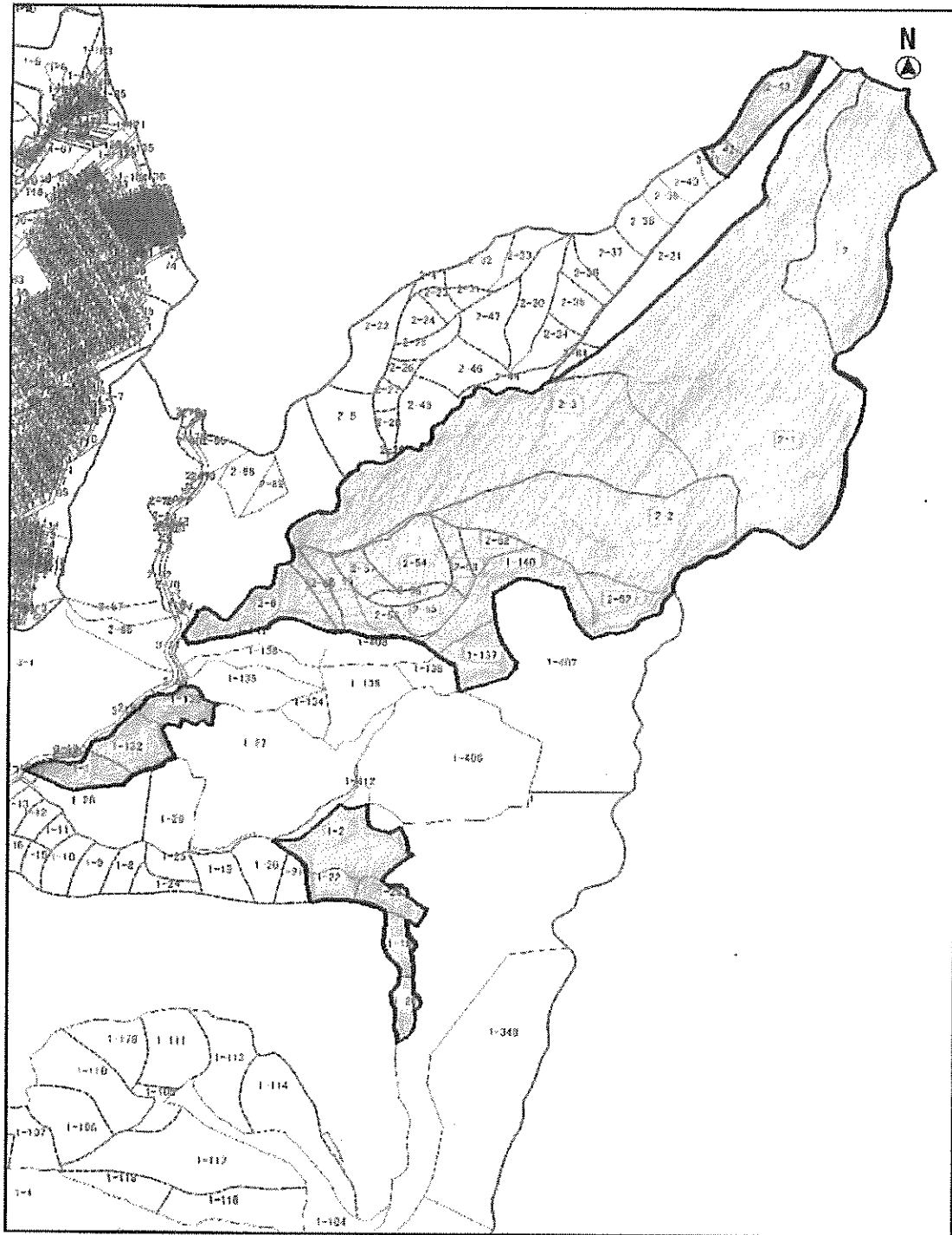
以上、登記簿による表示

<p>物件概要 その他</p>	<p>1.近隣地域の範囲・特性等 対象不動産は地積約570,000㎡の広大な山林である。対象不動産を包含し、用途的・機能的に共通性・同質性を有し、かつ地域的にまとまりを示す近隣地域の範囲は、能勢カントリー倶楽部の北側、国道477号線の東側、箕面市との市境までの範囲で、大規模な土地である対象不動産そのものが一つの近隣地域として形成している。 近隣地域は、能勢電鉄「一の鳥居」駅から約2kmで、周辺の丘陵地では住宅団地も開発されている。ただし、対象不動産の存する山塊は純山林が広がっている。 対象地のごく一部は国道477号に近接するが国道と対象地の間に塩川を介しており、国道からのアクセスはできない。また、対象地の東側は舗装された水道管理道に面するが普段は閉門されており、一般車両の通行はできない。 近隣地域の自然的条件は、標高約200m前後、平均斜度30度の傾斜で、主に自然雑木林が生い茂る丘陵地である。対象地内に高压送電線や鉄塔は見られない。 市街化調整区域にあって、また、砂防指定地にも指定されている。なお、土砂災害警戒区域等の範囲には含まれていない。</p> <p>2.位置的要因等 ①街路条件：北東側、有効幅員約3m水道管理道（閉門されており通行不可）大部分は接面道路なし ②環境条件：都市近郊雑木林地地域 ③行政的条件：市街化調整区域、砂防指定地区域</p> <p>3.画地条件 ①地積：578,297㎡（公簿） ②間口・奥行、形状：東西最大約700m、南北最大約1,500m ③地勢：概ね傾斜約30度</p>
---------------------	---

所 在 図



地 番 図



縮尺 1 : 6000
 100 50 0 50 100